

令和5年度・第11回農業委員会総会議事録

開催日 令和6年2月26日(月) 13:00～14:50

開催場所 樋脇公民館 第1～第3会議室

出席委員(18名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西—裕—郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員(0名)

欠席委員(1名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(21名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	大田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員(0名)

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・梶原主幹・長沼G員・
中城G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) _____ 印

議事録署名者 _____ 2 番 印

_____ 1 7 番 印

議事録作成者 _____ 局長代理 印

令和５年度 第１１回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

５ 報 告

報告第３２号 農地形質変更届の専決処分について

報告第３３号 農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第３４号 非農地証明発行の専決処分について

報告第３５号 農地転用事実証明願の専決処分について

６ 議 事

議案第１１２号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（編入）の意見決定について

議案第１１３号 農地転用事業計画変更申請（承継なし）承認について（知事処分）

議案第１１４号 農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）

議案第１１５号 農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第１１６号 農地法第５条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第１１７号 非農地証明願承認について

議案第１１８号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第１１９号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第１２０号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・交許可申請承認について

議案第１２１号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について

議案第１２２号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

７ その他

(1) 現地調査及び総会の日程等について

(2) その他

【開始 13 : 00】

会 長 皆様、こんにちは。一週間ぶりの天気がいい日で、農業委員の方達はこの天気を待っていたでしょうけど、総会にご出席くださいますとありがとうございます。

今年も早いもので2か月が過ぎようとしています。

まだまだ忙しい時期が続きますが体には十分気を付けて、農作業に専念していただきたいと思います。

2月の私の予定につきまして報告いたします。

2月1日、2日に令和5年度北薩地区連絡協議会先進地研修が4年ぶりに開催され出席いたしました。

長崎県雲仙市、熊本県天草市で開催され、市町村の会長、事務局職員が出席いたしました。

そして、2月5日に常設審議委員会がマリンパレスかごしまで開催され、4条が6件、5条が28件、薩摩川内市は5条が3件ございました。

そして、2月6日に令和5年度農地利用最適化推進会議に関する意見書の市長提出を会長、両会長代理、事務局職員で提出いたしました。

まだまだ色々な行事がありますので、都合をつけてご出席くださいますようよろしくお願いいたします。

本日はよろしくお願いいたします。

簡単ですが私の挨拶とさせていただきます。

議 長 **ただ今から、第11回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。**

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員18名、欠席委員は1名で15番：西裕一郎委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は21名で、26番：大田実角委員より、少し遅れるとの連絡がありました。

以上で報告を終わります。

議 長 **お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。**

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお

願います。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の1ページをご覧ください。
2月1日から2日にかけて令和5年度北薩地区連絡協議会先進地
研 修が長崎県雲仙市、熊本県天草市で開催され、会長、事務局職員が
出席されております。
5日に常設審議委員会がマリンパレスかごしまで開催され、会長、
事 務局職員が出席されております。
8日と9日が定例の現地調査です。
14日に土地開発公社理事会が本庁舎602会議室で開催され、下
茂会長代理が出席されております。
同日、女性活躍推進協議会がSSプラザで開催され、薬師寺委員が
出席されております。
同日、第5回立地適正化計画策定委員会が本庁舎101会議室で
開催され、上小川委員が出席されております。
15日に第10回運営委員会が本庁舎502会議室で開催してありま
す。
そして、本日第11回農業委員会総会が樋脇公民館で開催となって
います。
以上、説明を終わります。

議 長 14日開催の土地開発公社理事会について、下茂代理より報告を
お願いいたします。

下茂代理 9番の下茂が令和6年第一回理事会の報告をいたします。
只今報告がありましたとおり、2月14日10時半より本庁60
2・603の会議室で行われました。
主要事項の報告につきましては、用地開発事業の計画について、
川内地区の方は京セラの場所は御存じだと思いますが、京セラから
アリーナに向かい上がって行きますと、約1.5km先の右側に畑
等がありました。そこを開発公社が購入するという事で、面積が
11,866㎡で駐車場を作るという事です。
今年度中に作りたいということでした。
それから、以前京セラの内容について報告いたしましたが、令和
6年1月の写真が出来ています。京セラの工場が矢立地区に立ち上
がるのですが、こちらのほうも写真がありますのでご覧になりたい

方は総会終了後、私のほうに申し出てください。

それから、パークにつきましても区画整備がほぼ終わってきていますので分譲が始まるということでした。

以上、開発公社の説明を終わります。

議 長 同じく 14 日開催の女性活躍推進協議会について、薬師寺委員より報告をお願いいたします。

薬師寺委員 はい。3 番 薬師寺が 2 月 14 日開催の女性活躍推進協議会に出席しましたので報告いたします。

女性活躍推進協議会とは女性の職業生活における活躍の推進に介する取り組みが官身一体となって効果的・円滑に実施するために設置されています。

協議委員は薩摩川内市市長はじめ 26 名で構成されています。

多様な人材の確保や男女共に働き甲斐やモチベーションを多男女とも高めた働き方を目指した多様な働き方を可能とする環境整備など、女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる市内企業を薩摩川内市女性活躍推進企業として認定・表彰する事業としています。

女性活躍推進認定企業が平成 29 年度から令和 5 年度まで 21 社になり、第一生命保険鹿児島支店 川内営業所と入来町 株式会社 田島組の女性が継続して就業できる環境設備について女性の積極的な雇用、キャリアアップの推進について、男女ともに働きやすい職場を実現するための取り組み内容についての報告がありました。

2 社共に男女共に働きやすい職場になるように取り組まれていると思いました。

以上です。

議 長 同じく 14 日開催の第 5 回立地適正化計画策定委員会について、上小川委員より報告をお願いいたします。

上小川委員 25 番 上小川が報告します。

第 1 回目が令和 4 年 11 月から 2 月 14 日までということで 5 回にわたりまして防災指針という感じで協議がなされました。

私が農業委員会からという事で参加させていただきました。

昨年 11 月の 1 か月間パブリックコメントを実施しまして、3 件ほどの一般の意見がなされました。

2 月で会議は終了いたしまして 3 月に結果報告という事で話

がまとまったところです。

以上です。

議 長 それでは、只今の報告につきまして、皆様方から何か御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。
次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、
17番：磯道 博和（いそみち ひろかず）委員
2番：谷山 隆信（たにやま たかのぶ）委員にお願いいたします。

それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

まず、報告第32号「農地形質変更届の専決処分について」は、議案第118号受理番号144番及び議案第118号受理番号145番と同時申請のため、最後に報告することといたします。

次に、報告第33号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第33号を説明いたします。資料は3ページから5ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号72番から80番までの9件です。登記地目 田19筆 11,705 m²、畑1筆 1,846 m² 合計20筆 13,551 m²の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は受理番号73番から76番、78番から80番です。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第33号に係る説明を終ります。

いずれも、転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

以上で、報告第35号に係る説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

梶原主幹 議案第 1 1 2 号を説明いたします。資料は 9 ページから 1 2 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今般市長部局である農林水産部 農業政策課から「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」の規定に基づき祁答院町上手地域の農振農用地への編入に係る意見を求められたものです。

一部、農振農用地へ編入するものの、中山間地域直接支払制度の対象地としない農地も含まれていますが、鳥獣害対策等の農地を維持管理するため、管理農地にするとのこと。また、耕作可能となった時点で同支払制度に加えることにするとのこと。6018番1、6192番1、6392番1の3筆が農振への編入のみとなります。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第6条第2項に規定する農振農用地の編入要件には抵触しないため、提案いたしました。
以上で議案第112号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

谷山委員 1番を報告いたします。
去る2月8日、牧田委員と事務局 梶原・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図4から6ページ、調査表2ページをご覧ください。
台帳登記地目は、現況ともに田です。
申請地の状況は、近隣に農振農用地の田が広がり、現在水稻作付けされている集団性のある農地や山間部で耕作されている農地でした。
先程事務局から説明がありましたとおり、今回の申請地は、主に中山間地域等直接支払交付金制度にかかる集落協定内の農用地とするため、農業振興地域内の農用地区域へ編入しようとするものです。
また、事務局からの説明のとおり、中山間地域等直接支払制度の対象地としない農地もありましたが、山間部に近くであり、鳥獣害対策の管理が必要な農地であることを調査時点で確認しました。周辺農地の維持管理のため、草刈り等を実施し、今後、耕作できるように管理していくとの意向を確認しました。
なお、当該農地は、土地改良事業に係る基盤整備事業は施行されてはいませんが、今般の編入により、効率的な農業振興が図られることとなるため、問題ないものと思われます。
以上のような理由により、農用地利用計画一部変更「編入」は妥当であると思います。
以上報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 （なしの声あり）

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第112号につきまして、原案のとおり許可相当と意見決定する事に、賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 1 1 2 号は、原案のとおり承認されましたので、農用地に編入するための意見を付して薩摩川内市長に書類を送達することに決定いたします。

つづいて、議案第 1 1 3 号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の意見決定について」は、他の議案との関係上、最後に審議することといたします。

次に、議案第 1 1 4 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。

なお、受理番号 1 7 番については、他の議案との関係上、最後に審議いたします。受理番号 1 8 番について、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 1 1 4 号を説明いたします。資料は 1 6 ページから 1 7 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号 1 7 番、1 8 番の 2 件で、登記地目 田 1 筆 9 6 2 m² その他 1 7 筆 2, 9 5 2. 0 6 m² 合計 1 8 筆 3, 9 1 4. 0 6 m² の申請がありました。

1 8 番を説明します。共同住宅及び駐車場を整備されるものです。

以上 1 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 1 1 4 号 1 8 番に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

ここで、申請地を事前に現地調査を行っておりますので、調査員の報告をお願いします。

なお、1 8 番の報告をお願いします。

下茂代理 9 番 下茂が 1 8 番を報告いたします。

去る 2 月 9 日 竹田委員と事務局 中城・泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 7 ページ、調査表 4 ページをご覧ください。

申請地の現況は田で昨年まで耕作されておりました。

申請書に添付されております被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のようなことから 1 8 番の申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第１１４号 受理番号１８番については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第 114 号 受理番号 18 番については、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第 115 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第115号を説明いたします。資料は18ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号131番から133番までの3件で、登記地目 田3筆1,413㎡の申請がありました。

内容について説明いたします。

131番は、車輛等置場の目的で申請されるものです。一部施工済のため、始末書が添付されています。

132番、133番は、一般住宅の目的で申請されます。また、仮換地実測は、ともに 241.83 m²となります。

以上3件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第115号に係る説明を終わります。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員　１０番、木下が１３１番を報告いたします。

2月9日、永吉推進委員と事務局 西職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図8ページ、調査票5ページをご覧ください。

申請地の現況は、雑種地で耕作されていませんでした。すでに埋め立てられており始末書添付となっております。

転用目的は、車両等置場を整備するものであり、周辺の農地に支障がないと認められ、問題ないものと考えます。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

小城委員 6番 小城が132番と133番をまとめて報告いたします。

2月9日、田中推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

132番は、位置図9ページ、調査票6ページをご覧ください。

133番は、位置図9ページ、調査票7ページをご覧ください。

両方とも一つの土地を二つに分割して申請しております。

申請地の現況は、竹で耕作されていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第115号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第115号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達すること

に決定いたします。

次に、議案第116号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第116号を説明いたします。資料は19ページから20ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号134番から136番までの3件で、登記地目 田3筆2,112㎡、畑1筆591㎡ 合計4筆2,703㎡の申請がありました。

内容といたしましては、134番及び135番は、申請地を借り受けて、太陽光発電施設の目的でそれぞれ申請するものです。なお、135番は、7270番1 宅地 外 1 筆 1,076.86㎡と一体利用で総面積は、1,667.86㎡となります。

136番は、医療法人が申請地を借り受け、駐車場と整備するため申請するものです。

以上3件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第116号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

山路委員 14番、山路が134番から135番を報告いたします。

2月8日、馬渡推進委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

134番は、位置図10ページ、調査表8ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていまして、太陽光発電施設の目的で申請されるものです。

135番は、位置図11ページ、調査表9ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。太陽光発電施設の目的で申請されるものです。

それぞれ、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

小城委員 6番、小城が136番を報告いたします。
調査日、調査員は先程と同じです。
位置図12ページ、調査表10ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。
申請の被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、妥当性があり問題がないと判断しました。
以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第116号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第116号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。
次は、議案第117号「非農地証明願承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第117号を説明いたします。資料は21ページから22ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、24番から26番の3件で、登記地目 田6筆1,523㎡ 畑2筆 1,278㎡、合計8筆2,801㎡の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、24番から26番それぞれ、平成16年頃から耕作しておらず、原野・山林化の状態となったものです。

今般、それぞれ、原野及び山林へ地目変更するための申請です。

従って、非農地証明書を添えて法務局において、地目の変更申請

以上で、議案第117号に係る説明を終わります。

小城委員　　6番　小城が、24番～26番を報告します。

以上です。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

15

但し、受理番号144番と145番は他の議案との関係上最後に審議することといたします。

それでは、受理番号144番と145番を除く受理番号146番から153番について審議することといたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限に関する議案は受理番号147番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第118号を説明いたします。資料は23ページから24ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号144番から153番の10件で、田12筆9,928㎡、畑11筆6,712㎡、その他3筆946㎡、合計26筆17,586㎡の申請がありました。

受理番号144番及び145番、議事参与案件の受理番号147番を除く案件から説明します。

申請理由は、譲受人の「営農開始」「規模拡大」、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

153番は、新規営農ですので、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第118号受理番号144番、145番147番を除く案件について説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂代理 9番、下茂が146番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図16ページ、調査表16ページをご覧ください。

2024番1と2034番1は隣接しておりましたので併用して使うという事でした。

申請地の現況は田及び畑で耕作されておりました。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、野菜を栽培予定で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

木下委員

148番から149番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

148番は、位置図18ページ、調査表18ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されておりました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

続きまして、149番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

位置図19ページ、調査表19ページをご覧ください。

申請地の現況は、3004番1と3013番1は畑で耕作されておりました。

3006番3と3011番は自己保全管理されておりました。

権利取得後は、野菜を栽培予定です。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

山路委員

14番、山路が150番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

位置図20ページ、調査表22ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

権利取得後は、お茶を栽培予定です。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

中島委員

8番、中島が151番を報告いたします。

2月8日に豊田推進委員と事務局 杉安職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

位置図21ページ、調査表21ページをご覧ください。

申請地の現況は、保全管理の状況でした。

今後、桃等の果樹を栽培予定です。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

新屋委員

4番、新屋が152番を報告いたします。

2月8日 古川委員 事務局 西職員と現地調査を実施いたしました。

位置図 22ページ、調査表 22ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されています。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得で米を栽培予定です。

経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

礪道委員

17番、礪道が153番を報告いたします。

2月7日に廣庭推進委員、甌島振興局 崎山・巡田職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

位置図 23ページ、調査表 23ページをご覧ください。

申請地の現況は、田と畑で、田1822番3、畑2390番2、243番2、244番2は現在も耕作されています。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得で野菜を栽培予定です。経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案118号受理番号144番、145番、147番を除く受理番号146番、148番から153番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長 賛成全員であります。議案第118号受理番号144番、145番、147番を除く受理番号146番、148番から153番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第118号、受理番号147番に係る議事参与案件について審議に入ります。

下茂委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

下茂代理 (退席・退室)

議長 議案第118号、受理番号147番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第118号受理番号147番に譲受人が、当委員会農業委員の下茂委員本人ですので、内容を説明いたします。資料は23ページをご覧ください。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第118号 受理番号147番の説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 10番、木下が147番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです
位置図17ページ、調査表17ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていまして。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。

権利取得者は、相手方要望による規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第１１８号受理番号１４７番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第 118 号受理番号 147 番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

下茂委員の入室をお願いします。

下茂委員 (入室・着席)

議長 次は、議案第 119 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第119号を説明いたします。資料は26ページから27ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号154番から157番の4件で、登記地目
 田8筆6,779㎡、畑4筆1,834㎡、宅地1筆821.99㎡、合計13
 筆
 9,434.99㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、いずれも「兄弟間」「知人間」等の贈与によるものです。

156番は、新規営農で営農計画書が添付されています。現在、山口県に在住ですが、一部農作業を利用しながら、通作して耕作する計画です。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第119号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 9番、下茂が154を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです
位置図24ページ、調査表24ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されております。
権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり果樹を栽培予定です。
経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、それぞれの申請は許可相当と考えます。
以上です。

山路委員 14番、山路が155番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです
位置図25ページ、調査表27ページをご覧ください。
申請地の現況は、田・畑であり、一部耕作されていませんでした。
また、知人からの贈与であり、権利取得後は、水稻等を栽培する予定です。
権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、それぞれの申請は許可相当と考えます。
以上です。

中島委員 8番、中島が156番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図27ページ、調査表26ページをご覧ください。
申請地は5筆となり、9970番4が畑で、他の4筆は田で耕

兄弟間の贈与となります。譲渡人が施設に入所したため実家を
引き継ぐために現在山口県に在中の譲渡人が後をうけて耕作する
こととなりました。また規制の準備ができ次第帰郷する予定ですが、
それまでは１ヶ月に一回程度帰省して管理する予定です。

以上です。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

申請地の現況は、畑で耕作されていました。権利取得後は、飼料作物等を栽培予定です。権利取得者は、知人からの贈与による規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議案第 119 号については、原案のとおり処分決定することに成の方の挙手を求めます。

(举 手)

事務局の内容説明をお願いします。

議案第120号を説明いたします。資料は28ページをご覧ください。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第120号に係る説明を終わります。

経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、それぞれの申請は許可相当と考えます。以上です。

議長 賛成全員であります。議案第120号は、原案のとおり許可

することに決定いたします。

次は、議案第１２１号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものであります。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原Ｇ長 議案第１２１号を説明いたします。資料は２９ページから３２ページをご覧ください。

今月の申請は、田１９，５１８㎡、畑６８１㎡の申請がありました。

利用権設定１３件中、認定農業者等に係わる分は３件です。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第１２１号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第１２１号について、原案のとおり意見決定いたします。

原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第１２２号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第３１条に「議事参与の制限」に関する議案は受理番号２０６番から２０８番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第122号を説明いたします。資料は33ページから39ページをご覧ください。

今月の申請は、田40,827㎡、畑32,673㎡、合計73,500㎡の申請がありました。

管理権設定32件中、認定農業者等に係る分は31件です。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号203番から205番及び209番から234番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第122号受理番号206番から208番を除く、受理番号203番から205番及び209番から234番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第122号受理番号206番から208番を除く、受理番号203番から205番及び209番から234番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

次に、議案第122号受理番号206番から208番に係る議事参与案件について審議に入ります。

木場委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員 (退席・退室)

議長 議案第122号受理番号206番から208番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第122号受理番号206番から208番に係る利用権の設定を受ける者が、当委員会農業委員の木場委員の本人及びご子息ですので、内容説明いたします。資料は34ページをご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第122号受理番号206番から208番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第122号受理番号206番から208番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
木場委員の入室をお願いします。

木場委員 (入室・着席)

議長 それでは、議案第122号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

それでは、審議を最後にまわしておりました報告第32号「農地形質変更届の専決処分について」、議案第113号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の意見決定について」受理番号3番、議案第114号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」受理番号17番、議案第118号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」受理番号144番、145番につきまして、一括審議いたします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 関連がありますので、一括して説明いたします。総会資料と一緒に送付しておりました資料1をお手元にご準備ください。

本件に関するこれまでの経緯を説明いたします。

令和4年8月31日付で「駐車場 89台」の農地4筆、雑種地等3筆の実

測総面積3,932.05㎡で申請があり、9月総会を経て、令和4年11月15日付 指令農振第1005-438号で許可されました。

その転用許可に際し、当時、県農村振興課から駐車場の台数等について

て、農業委員会の意見を求められ、隣接地で工場等の再編を行う企業

が

常用的に駐車場が不足しており、駐車場の台数等の見込みにはある旨、令和4年10月26日付会長名で意見提出した経緯もある土地になります。

令和5年8月31日に申請代理人から転用目的を「宅地分譲及び駐車場」としたいとの相談を受け、事務局で現地を確認したところ、区画や通路が整備されていることを確認いたしました。

事務局として、先の転用面積が3,000㎡を超過していることもあり、許可権者である県との協議が必要であると判断し、県農村振興課へ申請者及び申請代理人と令和5年9月6日に協議に行きました。

県から、許可を受けたからといって、転用目的を何も手続きせずに行った行為は、農地転用許可違反に該当するため、しかるべき手続きをとるようにとの指導を受けました。

事業変更する理由としては、駐車場としての採算が不可能となったため、宅地分譲に変更し、会社の経営の安定を図るものです。

転用目的が3,000㎡を超過する件について、秋ごろに申請代理人から「宅地分譲及び駐車場」として事業変更したいとのことで、平面図をいただき、本市都市計画課を通じて、開発行為に該当するか、県監察指導係に確認してもらったところ、開発行為の申請が必要であるとの回答を受けておりましたが、令和5年12月に転用目的「宅地分譲及び駐車場」で事業計画変更等の申請が提出されたため、開発行為に該当するか、県へ確認をお願いするよう依頼し、その時は、申請書等については、申請代理人が持ち帰りました。

また、その書類の提出の際、地目が「雑種地」に変更されていることを確認しました。

令和6年1月に、申請地の一部を農地に復元し、申請できるか県へ確認したところ、可能である回答を受け、申請代理人へお伝えしました。

申請代理人から令和6年1月31日付けで転用目的「宅地分譲及び駐車場」・農地復元し、申請人の関連する法人への所有権移転、市に寄付採納する土地とする事変等の申請があったとのことです。

添付の土地の全部事項証明書を確認したところ、「宅地」、「公衆用道路」

にと地目変更をしておりました。

資料1をご覧ください。

関連する事業計画変更・4条申請については、市の土地利用協議・水路へかける橋の変更の工事施工承認について、現在まで市関係課へ提出等がなされていません。

関連する法令等の手続きが終わっておりませんが、事変及び4条についての申請書類については、瑕疵は見受けられません。

先行した工事や地目変更について、申請者及び申請代理人から始末書及び経緯書が提出されております。資料1に添付してありますのでご確認いただければと思います。

また、関連する農地所有適格法人への3条申請及び形質変更については、事業計画変更で生じた農地復元する土地及び隣接の個人から取得する農地にレモン栽培の目的で農地取得し、盛土して、田から畑にする農地形質変更が提出されたものです。

以上で本件についての説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 6番、小城が議案113号3番、議案114号17番、議案118号144番及び145番と関連する報告第32号18番について報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

まず、議案第113号3番について報告します。

位置図1ページ、調査表3ページをご覧ください。

事務局からの説明のとおり、申請地の現況は、宅地・公衆用道路・雑種地及び畑と水路として、市へ寄付採納する土地として、土地の合筆・分筆及び地目変更がされておりました。

令和4年11月15日付で駐車場の目的から、駐車場が当初の計画どおりいかず、会社運営の観点から計画変更し、宅地分譲・通路へ整備・一部については農地復元する等の事業計画を変更するものです。

また、議案第114号17番は、事業計画変更を受け、宅地及び公衆用道路の目的とした申請です。経緯については、先程事務局よ

り説明があったとおりであり、施工済のため、始末書が添付されています。

被害防除計画については、妥当性があるものと考えます。

次に、議案第118号144番及び145番と関連する第32号18番について、報告します。

事業計画変更に伴う農地復元する土地及び隣接の新規取得する農地については、系列会社の農地所有適格法人が、規模拡大のため権利取得するものであり、権利取得後は、レモンを植栽予定です。権利取得者は、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件とも問題ないものと判断しました。また、田から畑とするため、盛土する形質変更届も提出されていますが、すでに造成されている状態でした。

調査報告は以上ですが、調査員として、許可相当と判断することは、今までの経緯等を踏まえ、事業計画の承認、転用及び3条許可については、総会で意見決定が望ましいと判断しました。

以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。本件について、一括して何か御質疑ございませんか。

木下委員 10番 木下です。
資料を前もっていただいていたので勉強をしてまいりました。
今、梶原職員より農業委員会としての経緯をお伺いして日付なりや、いつどこでという時系列を聞いたのは良かったです。
しかし、資料1の始末書・経緯書というのがありますが、まず始末書についてですが、文章というのは、5W1Hなりということについて・どこで・誰がというのと内容の報告や提案をするのが本筋ではないのかと思います。
この文章ではもう少し具体的な文書や資料を出してもらわないと、今の資料では不足部分があるのではないかと思います。
もう少し詳細が分かった方がいいと思います。
経緯書なのですが、農業委員会御中ということで和田事務所よりきていますが、社員の名前と行政書士の名前が記載されていますが、ここは組織の長なる者の名前で作るのが本当ではないのかと思います。
また、日付が平成4年となっていますが、これは令和4年の9月かと思います。

あと、それぞれの日付が 昨年の何月頃となっていますが、令和何年と書いていただかないと分かりにくいのではないかと思います。

これはあくまでも私が見せていただいた中で感じたことで、農業委員会事務局は日付を把握しているのだから知恵を貸してあげればもっと良い書式が出来るのではないかと思います。

この書式で通っていくのであれば仕方ないと思いますが、もう少し考えていけばいいと思います。

それからもう一つ、始末書のミクラファームクリエイトのところですが、どこで・誰が出席して等、付け加えないと文書的にまずいのではないかと思います。

また、宅地分譲部分と農地部分に切り離れたときのことで指導を受けたのですから、この件に対して何かしらペナルティが今後発生するのか？それともこれで済んだものになるのか。

それと、過去にこのような事例があった場合の始末書・顛末書はどのようなになっているのか、わかる範囲で教えてください。

以上です。

事務局

まず、転用に係る始末書の取り扱いですが、始末書というのは農地法を知らずに自分の土地に家を建てたり駐車場にしたりというように農地法を知らずにやってしまった場合、あともって申請する時につけていただくのが始末書という取り扱いです。

基本的には農地法を知らずにやってしまったというときにつけるのが始末書です。それに基づいて転用の申請を出していただいて転用許可をもらうということで始末書をつけております。

基本的には農地法を知らずにということが多いので今回の事例とは若干違ってくるということです。

なぜそういうのがあるかというと、農地法上の許可をもらわないと名義変更や地目変更が法務局で認められないので、工事自体は勝手にできますが、いざ名前をなおそうとしたときに名前がなおらないという事が起こります。

自分の土地を宅地に変えたくても、許可がありますかと法務局で止められたときに初めて農地法の手続きが必要なのだと気づく方が多くてそのようなときは始末書で対応ということになります。

しかし、今回は申請代理人なので農地法を知らなかったというのは通用しないと私どもは思っているところです。

それと今回の申請代理人の文章ですが、社員となっておりますが法人登記が社員という名前で登記されているのでそのように記載されております。事務所内に行政書士の方もいらっしゃるという事で連名の記載をされているという確認がとれております。

経緯書の日付については、平成4年は令和4年の間違いですので修正をさせていただきたいと思います。

時系列の件は、どのような流れでこのような事態になったのかというのを事務局からも再三お願いはしているのですが、なかなか合わせた文章で作っていただけない現状です。最初の転用許可から時系列になっていないのでわかりにくい文章になっていると思います。

再度、先方には始末書・経緯書の変更・再提出をお願いしたいと思います。

中身的に言うと、始末書では会社の存続があったので早めに宅地分譲をして売りたいというのが大きな理由であると読み取れるのかと思っております。

経緯書については、申請人から依頼をうけて不本意ではあったが、そういう風にしてしまいましたようにしか私には読み取れなかったです。

説明になっていないと思いますが、そのように思っているところです。

あと、過去の例につきましては先程申し上げたとおり始末書はありますが、今回のケースは初めてです。

以上です。

議長 木下委員、よろしいですか。

木下委員 もう一つ、先ほども申し上げたとおり、県のほうが協議会の申請を出して、そこにむけて宅地分譲部分と残地部分の指導を受けたという場合は何かしらのペナルティがあるのではないかと思います。その辺はどうなっていますか。

事務局 開発行為につきましては、3,000 m²以上の土地を宅地分譲等するためには、農地転用も必要ですが、県の開発行為の許可も受けないといけない。

同時申請になります。県の許可が出た時に、転用許可も降りる仕組みになっております。3000 m²を超えない方策を申請人は考えている。

2999.99 m²が今回の転用の申請面積ですので、3000 m²を超えておりません。

駐車場として造成しておりますして、3000 m²を超えております。県に確認したところ、農地への往来が出来ないように柵をして、農地部分と宅地部分を振り分けなさいとの指導を頂いております。

現状もそのように方策がしてあります。

開発行為に当たらないように、現場はそうにして、申請書を作成してあります。

市の方へも土地利用協議を申請することで対応しております。

木場委員 文書を包括的にみて、やったものが勝ちなのかというご意見しかとれません。

行政書士の方からも再三こうしようと指摘を受けながらも、全く聞き耳を持たない業者、それと、土地代が1,400万円と造成費が3000万円、これで月1,000円の駐車場代というのは、割に合わないと思いますが、周りの相場を調べて事業計画を立てられたと思いますが、採算合わなかったらやめればいいのに、駐車場が駄目であれば、最初で事業計画変更を申請しておけば、問題はなかったと思います。

なぜ、登記がすんなり変更できたのか、登記が変更されている以上、どうしようもないのでしょうか、そのへんがおかしいと思います。

雑種地からどのように変更登記されたのか説明をお願いします。

議長 様々な質疑が出ましたので、協議会に切り替えいたします。

(協議会)

議長 総会会に戻します。

(総会)

木下委員 農業委員会の方から助言を頂いて、始末書なり、経緯書をもう少し、団体と団体、行政書士が作成した文書ですから、実のあるものを作成していただいて、次期のときにもう一度、検討して、許可するということを前提にして、来月までに持ち越したらどうでしょうか。

議長 只今の意見に対してどうでしょうか。

事務局 経緯書と始末書が提出されておりますが、時系列でまとめて欲しいというご意見で、それを見て、次回の総会で判断したらどうかというご意見でしたので、今、別々ですが、申請者と申請代理人は連名で一枚紙にだしてもらった方が、皆さんにお伝えしやすいという気がします。

連名で、再度求め直して、次回の総会の方で判断したいと、農業委員会から依頼をしたいと思いますが、このような取り扱いでよろしいということでしょうか。

議長 連名での文書でお願いするということではよろしいでしょうか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 報告32号「農地形質変更届の専決処分について」、議案第113号受理番号3番「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について」、議案第114号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」受理番号17番、議案第118号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」受理番号144番、145番については、申請者等に対し、改めて文書で回答を求め、再度、審議することし、保留扱いとしたと思います。賛成の方の挙手を求めます。

委員・推進委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。報告32号「農地形質変更届の専決処分について」、議案第113号受理番号3番「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について」、議案第114号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」受理番号17番、議案第118号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」受理番号144番、145番は保留とし、申請者及び申請代理人へ農業委員会等に関する法律第35条第1項に基づき、改めて文書で回答を求め、再度、審議することと決定しました。

議長 本件に関して、農業委員会としては、同じような事案が生じないようにするため、農地法にのっとり、適正な手続きを踏まえ、許可申請業務に取り組んでいただくことが必要であることから、本件の申請代

理人に対して、会長名で注意及び再発防止について、口頭指導したいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員・推進委員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。本件の申請代理人へ口頭指導することといたします。

議 長 以上で本日の議案の審議は、全て終わりました。
次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 3月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

局長代理 続きまして、3月行事予定(案)について説明いたします。お手元に配付しております行事予定(案)をご覧ください。

まず、現地調査ですが、11日(月)が本土川内地域、8日(金)が本土4支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甕地域におかれましても、同様に調整をお願いします。

本庁班は、午前8時10分までに農業委員会事務局にご集合ください。

支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の3月総会は3月26日(火)午後1時から、樋脇公民館を予定しています。

裏面は3月から5月の行事予定を記載してあります。

その他の行事は今後の予定等にお役立てください。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 そのほかに、事務局から何かございませんか。

事務局 (なしの声あり)

議 長 それでは、全体的に何かございませんか。

委 員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、これをもちまして第 1 1 回薩摩川内市農業
委員会総会を閉会いたします。

局長代理 皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」 【終了 1 4 : 5 0 】